

運営規程

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の児童発達支援(児童発達支援センター以外で行うもの)

児童福祉法に基づく こっこ(児童発達支援)運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社 エル・エス・ティ(以下、「事業者」という。)が設置するこっこ(以下、「事業所」という。)において実施する指定障害児通所支援の児童発達支援(以下、「指定児童発達支援」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定児童発達支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下、「法」という。)第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定を受けた障害児の保護者をいう。以下、「通所給付決定保護者」という。)の意思及び人格を尊重し、通所給付決定保護者及び障害児の立場に立った適切な指定児童発達支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 指定児童発達支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、通所給付決定保護者の所在する市町村、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)との密接な連携に努めるものとする。

3 前二項のほか、法及び「沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成25年沖縄県条例第27号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定児童発達支援を提供するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定児童発達支援の提供に当たっては、通所給付決定保護者の負担により、事業所の職員以外の者による指導、訓練等を行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 指定児童発達支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名称 こっこ

(2)所在地 沖縄県浦添市内間2丁目6番22号 ニューシャインビル 201・202

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1)管理者 1名(常勤職員 相談支援事業所管理者兼務)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定児童発達支援の提供に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2)児童発達支援管理責任者 1名(常勤職員)

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

(ア)適切な方法により、障害児について、その有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活や課題等の把握(以下、「アセスメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討すること。

(イ)アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援を提供する上での留意事項等を記載した児童発達支援計画の原案を作成すること。

(ウ) 児童発達支援計画の原案の内容を通所給付決定保護者及び障害児に対して説明し、文章によりその同意を得た上で、作成した児童発達支援計画を記載した書面を通所給付決定保護者に交付すること。

(エ) 児童発達支援計画作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画を変更すること。

(オ) 利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握すること。

(カ) 障害児の心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握し、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。

(キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 児童指導員 3名(常勤職員2名 非常勤職員 1名)

児童発達支援計画に基づき障害児の自立の支援と日常生活に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行う。

(4) 保育士 2名(非常勤職員 1名)

児童発達支援計画に基づき障害児の自立の支援と日常生活に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行う。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(3) サービス提供日:月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。

(4) サービス提供時間 :午前9時半から午後4時までとする。

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

(1) 放課後等デイサービスとあわせて10名とする

(指定児童発達支援を提供する主たる対象)

第8条 指定児童発達支援を提供する主たる対象は、次のとおりとする。

障害児(身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害児を含む。))

(指定児童発達支援の内容)

第9条 事業所で行う指定児童発達支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 児童発達支援計画の作成

(2) 基本事業

(ア) 日常生活訓練

日常生活動作、歩行、軽スポーツ等

(イ) 集団生活適応訓練

会話、パソコン操作等

(ウ) 創作的活動

絵画、工作、園芸等

(エ) 社会生活上の便宜の供与

レクリエーション行事等

(オ)更生相談

医療、福祉、生活の相談等

(カ)介護方法の指導

家族等に対する介護技術指導等

(キ)健康指導

健康チェック、健康相談

(3)介護サービス

更衣、排泄等の身体介助

(4)送迎サービス

事業所の所有する車両により、障害児の自宅と事業所との間の送迎を行う。

(5)医療的ケア

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 指定児童発達支援を提供した際には、通所給付決定保護者から指定児童発達支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付するものとする。

3 次に定める費用については利用者から徴収するものとする。

(1)日用品費 実費

(2)創作活動に係る材料費 実費

(3)その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって通所給付決定保護者に負担させることが適当とみられるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 通所給付決定保護者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

(1)通所を休む場合は必ず連絡すること

(2)緊急時には連絡が取れる様にする

(利用者負担額等に係る管理)

第12条 事業者は、通所給付決定保護者の依頼を受けて、障害児が同一の月に指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けたときは、当該障害児が当該同一の月に受けた指定児童発達支援及び他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額を算定するものとする。この場合において、指定児童発達支援及び他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は、浦添市、とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第14条 現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は障害児の主治医(以下「協力医療機関等」という。)への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、その他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 指定児童発達支援の提供により事故が発生したときは、直ちに当該障害児に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第16条 提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により沖縄県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その家族からの苦情に関して沖縄県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、沖縄県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力するものとする。

(個人情報保護)

第17条 事業所は、その業務上知り得た障害児又はその家族の情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 職員及び管理者であった者(以下「職員であった者等」という。)が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、職員であった者等がこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容として明記する。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、障害児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害児及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業者は、障害児の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第19条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(1)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

(2)身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3)従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者にサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常火災の発生時において、利用者にサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 21 条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設け、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1)採用時研修 採用後6カ月以内

(2)継続研修 年2回

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規定は、平成 25 年 6 月 11 日から施行する

この規定は、平成 26 年4月 1 日から施行する

この規定は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する

この規定は、平成26年11月1日から施行する

この規定は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する

この規定は、平成 27 年 10 月1日から施行する

この規定は、平成 28 年1月1日から施行する

この規定は、平成 29 年 2 月 6 日から施行する

この規定は、平成29年4月1日から施行する

この規定は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する

この規定は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する

この規定は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は、平成31年3月1日から施行する。

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、令和1年7月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年8月9日から施行する。

この規定は、令和3年10月1日から施行する。

この規定は、令和3年11月1日から施行する。

この規定は 令和4年3月5日から施行する

この規定は 令和4年4月1日から施行する

この規定は 令和4年5月1日から施行する

この規定は 令和4年8月1日から施行する

この規定は 令和4年9月1日から施行する

この規定は 令和4年10月1日から施行する

この規定は 令和4年12月1日から施行する

この規定は 令和5年4月1日から施行する

この規定は 令和5年11月1日から施行する

この規定は 令和6年4月1日から施行する